

平成31年度 行政評価事業別シート

実計対象		☐	評価対象	☒	新規	☐	完了事業	☐	ゼロ予算事業	☐	担当者	田幸
全体計画					経費区分	—			内線	3314		
事務事業名		12554 生活困窮者自立支援事業										
所 属		100100 健康福祉部・福祉課										
施 策		01020600 生活困窮者への支援										
予算 科目	会計	01 一般会計										
	科目	030101 民生費・社会福祉費・社会福祉総務費										
	事業	080000 生活困窮者自立支援事業										
事業目的						事業概要・効果						
生活困窮者の自立を支援するため、適切な相談業務等を行う。						法律に基づき要支援者の自立に向けた支援を行う。						

PLAN-DO

年度実績及び予定

平成27年度 実績	平成28年度 実績
新規相談件数 13件/月 プラン作成件数 2件/月 就労支援対象者数 1件/月	新規相談件数 10件/月 プラン作成件数 2件/月 就労支援対象者数 2件/月
平成29年度 実績	平成30年度 実績
新規相談件数 9件/月 プラン作成件数 1件/月 就労支援対象者数 1件/月	新規相談件数 10件/月 プラン作成件数 1件/月 就労支援対象者数 4件/月 (厚労省目安値)
平成31年度 予定	令和 2年度 予定
新規相談件数 11件/月 プラン作成件数 3件/月 就労支援対象者数 3件/月 (厚労省目安値)	新規相談件数 11件/月 プラン作成件数 3件/月 就労支援対象者数 3件/月 (厚労省目安値)

指標名	新規相談受付件数（1ヵ月当たり）				
算式	人口10万人で1ヵ月当たり22件、須坂市は人口5万人として、 $22/2=11$ 件				
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
目標値	11	12	13	14	15
実績		9	10		
指標選定の理由	国が示す目安値を使用。				
最終年度目標の根拠	平成27年度を現行値（10件）として、毎年1件の増を目標とする。				
指標名	相談支援により就労につながった数（年間）				
算式	就労支援対象者数				
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
目標値	6	7	8	9	10
実績					
指標選定の理由	国の示す目安値を参考に、平成27年度の実績（3件）から推計。				
最終年度目標の根拠	平成28年度目標値を6件とし、毎年1件の増加を目標とする。				
指標名					
算式					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
目標値					
実績					
指標選定の理由					
最終年度目標の根拠					

事業費

（単位：千円）

		平成30年度 決 算	平成31年度 予 算
事業費		16,417	19,392
特 定 財 源	国庫支出金	10,399	10,531
	都道府県支出金	0	0
	地方債	0	0
	その他	0	0
一般財源		6,018	8,861
人員数 (人)	正規職員	0.8	0.8
	嘱託職員	0.0	0.0
	臨時職員	0.0	0.0
人 員 コスト	正規職員	5,720.0	5,720.0
	嘱託職員	0.0	0.0
	臨時職員	0.0	0.0
	計	5,720.0	5,720.0
市民一人当たりの経費		0.4	0.5
総額		22,137.0	25,112.0

（単位：千円）

平成30年度決算 事業費の内訳		
主な節	金額	内容
8節 報償費	0	
11節 需用費	0	
13節 委託費	14,478	委託料（自立相談支援事業 13,644千円、就労準備支援事業 450千円、家計相談支援事業 384千円）
15節 工事請負費	0	
19節 負担金補助及び交付金	1,150	県施行就学準備支援事業負担金 1,150千円
その他	789	扶助費（住居確保給付金）124千円、償還金665千円

(単位：千円)

平成31年度当初予算 事業費の内訳		
主な節	金額	内容
8節 報償費	0	
11節 需用費	0	
13節 委託費	17,773	委託料（自立相談支援事業 15,251千円、就労準備支援事業等 1,443千円）、学習支援事業 1,079千円
15節 工事請負費	0	
19節 負担金補助及び交付金	1,200	負担金（県共同実施就労準備支援事業）
その他	419	扶助費（住居確保給付金）

CHECK

個別評価		
項目	評価観点	評価内容
必要性	・市民の生命・財産を守るため市が実施することが必要不可欠な事業であるか ・行政内部の管理運営上必要な事業であるか ・市が主体となり実施すべき事業か ・法的な根拠や公的関与の妥当性はあるか ・目的は結果（施策の目指す理想）に結びついているか	必要不可欠
評価コメント	法律に定める制度で、市民が生活維持困難になる前の相談業務の必要性は増加している。	
有効性	・事業の成果は上がっているか ・目標に対する達成度は十分か ・市民生活上の課題解決に貢献しているか ・行政内部の管理上の課題解決に貢献しているか ・事業の目的が達成できるような事業内容になっているか	普通
評価コメント	法律に基づき事業を実施することで、自立の促進を図ることができる。また、生活困窮者の実態を把握することができる。	
効率性	・成果を落とさずにコストを削減する方法はあるか ・効率性向上に努めているか ・使用料などの受益者負担や補助対象事業の範囲など、財源確保の余地はないか	変わらない
評価コメント	法律に定める事業を実施しており、効率性を求める余地は少ない。必要最小限の相談員の採用に留める中で、法律に定める事業を実施している。	

振り返り（決算年度の取組み課題）

法律に基づき生活困窮者の相談業務を実施した。

ACTION**1次評価**

次年度以降の方向性	進め方の改善（拡大）
総合評価コメント	
なかなか解決が困難な事例に取り組む事業であるので、引き続きの事業周知に努めるとともに、さらなる事業推進が求められる。	

2次評価

次年度以降の方向性	進め方の改善（拡大）
2次評価コメント	
生活困窮者の自立支援は、国がその方策を抜本的に見直した。法の枠組みはあるが、単なる保護から自立促進へ、積極的に取組んでいく必要がある。	

外部評価

次年度以降の方向性	
外部評価コメント	